

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

秋田県教育委員会委員長 岩 佐 信 宏

## 秋田県教育委員会規則第十二号

秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年秋田県条例第六十八号。以下「条例」という。)の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号の利用及び同条第八項に規定する特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第一の教育委員会規則で定める事務)

第二条 条例別表第一の三の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

2 条例別表第一の四の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

3 条例別表第一の五の項の教育委員会規則で定める事務は、同項の就学のための援助に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第三の教育委員会規則で定める情報)

第三条 条例別表第三の教育委員会規則で定める情報は、次のとおりとする。

一 要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第二条の経費の支弁に関する情報

二 要保護者等に係る学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十四条の援助の実施に関する情報

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。